

## 社外役員独立性基準

当社取締役会が、当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有しているとは判断するには、会社法第 2 条 15 号及び 16 号で定める社外役員であることを前提とし、以下のいずれの基準にも該当してはならないこととする。

- ① 現在の当社（当社グループ会社を含む。以下、同じ）の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者（以下まとめて「業務執行者」という）、または過去 10 年間に於いて業務執行者であった者
- ② 当社の取引先であって、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社から受けた者
- ③ 当社の取引先であって、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社から受けた会社の業務執行者である者
- ④ 当社の取引先であって、当社の直近事業年度における年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社に行っている者、または当社の直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社に融資している者。
- ⑤ 当社の取引先であって、当社の直近事業年度における年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社に行っている会社の業務執行者またはその親会社の業務執行者である者、また、当社の直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社に融資している会社の業務執行者またはその親会社の業務執行者である者
- ⑥ 当社の大株主（総議決権数の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者。
- ⑦ 当社が大出資者（総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑨ 当社から金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者であって、その額が当該法人、組合等の団体の総売上高の 2%以上、または 1 億円のいずれか高い方の額を超える法人、組合等の団体に所属する者
- ⑩ 当社から年間 1,000 万円を超える寄付金または助成を受けている者
- ⑪ 当社から年間 1,000 万円を超える寄付金または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑫ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

- ⑬ 上記②～⑫に過去5年間において該当していた者
- ⑭ 上記①～⑫に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑮ 当社の取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑯ 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じえる特段の事由が存在すると認められる者または会社等

制定日 2015年4月6日